地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定によって、県の機関が排出する産業廃棄物の処理状況に係る監査を実施したので、同条第九項の規定によって、別冊のとおり公表する。

平成二十六年三月二十日

広島県監査委員　佐々木　弘　司

同　宮　政　利

同　髙　橋　義　則

同　佐　藤　　均